

平成 27 年 1 月 13 日

各 位

会 社 名 カワセコンピュータサプライ株式会社
代表者名 代表取締役社長 川 瀬 康 平
(コード7851 東 証 第 2 部)
問合せ先 総務部長 梶 山 伸 夫
(TEL 06-6222-7474)

単元株式数の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり会社法第 195 条第 1 項の規定に基づき、単元株式数の変更及び定款の一部の変更について決議いたしましたのでお知らせします。

1. 単元株式数の変更について

(1) 変更の理由

投資家の皆様にとってより投資しやすい環境を整備し、当社株式の流動性の向上及び投資家層の拡大を図ることを目的とするとともに、全国証券取引所が公表した平成19年11月27日付「売買単位の集約に向けた行動計画」及び平成24年1月19日付「売買単位の100株と1000株への移行期限の決定について」の趣旨に鑑み、当社単元株式数の変更を行うものです。

(2) 変更の内容

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更します。

(3) 変更予定日

平成 27 年 3 月 2 日 (月曜日)

(参考)平成 27 年 3 月 2 日をもって、東京証券取引所における売買単位も 100 株に変更されることとなります。

(4) その他

今回の変更により、東京証券取引所の有価証券上場規程第 445 条に定める、望ましい投資単位の水準 5 万円以上 50 万円未満を下回ることが想定されますが、当社といたしましては、今後も積極的に事業を展開し、企業価値の向上に取り組むと共に、IR活動に一層注力することで適正な投資単位水準の確保に努めてまいります。

2. 定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

上記単元株式数の変更に伴うものです。

(2) 定款変更の内容
(下線部分は変更箇所)

現行	変更後
<p>第 7 条 (单元株式数および单元未満株式についての権利)</p> <p>当社の单元株式数は、<u>1,000 株</u>とする。</p> <p>②当社の单元未満株式を有する株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利 2.会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利 3.株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 <p>(新設)</p>	<p>第 7 条 (单元株式数および单元未満株式についての権利)</p> <p>当社の单元株式数は、<u>100 株</u>とする。</p> <p>②当社の单元未満株式を有する株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利 2.会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利 3.株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 <p>附則</p> <p>第 7 条の変更は、平成 27 年 3 月 2 日をもってその効力を生じるものとする。</p> <p>なお、本附則は第 7 条の変更の効力発生日をもって削除する。</p>

以上